

第13次鳥獣保護管理事業計画の策定について

1 鳥獣保護管理事業計画とは

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第4条において「都道府県知事は、基本指針に即して、当該都道府県知事が行う鳥獣保護事業の実施に関する計画を定めるものとする。」と規定されており、鳥獣保護区の指定に関する方針や捕獲等の許可に関する事項等、鳥獣保護管理についての基本的な考え方を定めている。

2 第13次鳥獣保護管理事業計画の策定について

現行の第12次鳥獣保護管理事業計画（以下「現行計画」という。）の計画期間が、令和4年3月31日までとなっていることから、今年度中に第13次鳥獣保護管理事業計画（以下「第13次計画」という。）を策定する必要がある。

3 第13次計画（案）の内容について

第13次計画（案）の主な項目と策定方針は以下のとおりである。

第1 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までとする。

第2 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

1 鳥獣保護区及び特別保護地区

現行計画において指定できなかった地域のうち、米須海岸及び具志頭地域については、第13次計画においても引き続き地域の合意形成等を図り指定に努める。

また、新たな地域についても、積極的に鳥獣保護区の指定に努める。

2 休猟区

休猟区は、狩猟鳥獣の数が著しく減少している場合において、狩猟者の入り込み等を勘案しつつ、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある区域を指定する。（第13次計画策定段階では指定の予定なし。）

第3 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

遺伝的な攪乱の防止の観点その他生物多様性の確保の観点を踏まえ、狩猟鳥獣の人工増殖については、その効果と影響を勘案して、慎重に対応する。

また、放鳥獣については、生態系に配慮し、原則として実施しないこととする。

第4 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

農林水産業等に係る被害の防止の目的での捕獲については、被害実態及び基本方針等を踏まえ、よりの確な捕獲許可基準等を検討する。

なお、愛玩飼養の目的での捕獲については、現行計画と同様、原則として許可しないこととする。

第5 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

銃猟に伴う危険を予防するための地区、静穏を保持するための地区及びわな猟に伴う危険を予防するための地区について策定する。(第13次計画策定段階では指定の予定なし。)

また、法第12条第2項に基づき指定している伊是名島指定猟法禁止区域については、必要に応じて法第15条に基づく指定猟法禁止区域への移行を検討する。

第6 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

鳥獣の生息実態等を踏まえ、計画作成の必要があると認める場合に、作成を検討することとする。

なお、平成31年3月に策定した第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）については、第2期計画を策定する。

第7 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

鳥獣の生態に関する基礎的な調査及び鳥獣保護管理法に基づく諸制度の運用状況調査の実施方針を定める。

第8 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

鳥獣行政担当職員や鳥獣保護管理員等の研修計画の策定及び狩猟等の取締計画を定める。

第9 その他

鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題、狩猟の適正管理、傷病鳥獣救護の基本的な対応、感染症への対応、普及啓発等について方針及び計画を策定する。